

近江の地酒もてなし普及促進協議会運営要綱

(設 置)

第1条 近江の地酒もてなし、その普及を促進する条例（平成28年3月23日滋賀県条例第13号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき設置される近江の地酒もてなし普及促進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 協議会は、近江の地酒の製造、流通、消費等に関係する団体・事業者から推薦のあった者、学識経験を有する者、その他必要と認められる者20人以内の委員で構成する。

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

(会長および副会長)

第3条 協議会に、会長および副会長を一人ずつ置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表するとともに、会議の議長となり会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第4条 協議会の会議は、滋賀県商工観光労働部観光振興局長が招集する。

(庶 務)

第5条 協議会の庶務は、滋賀県商工観光労働部観光振興局において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年6月21日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。